

項 目	改 正 案
<p>第3章 介護老人保健施設入所者に係る診療費</p> <p>(老健施設入所者に係る取扱いの明確化)</p>	<p>前2章の規定にかかわらず、介護老人保健施設の入所者である患者に対して行った療養の給付に係る診療料の算定は、老人医科点数表第3章の例による。</p>

項 目

改 正 案

第 4 章
経過措置

第 1 部 算定制限

前 3 章の規定にかかわらず、次の表の第 1 欄に掲げる診療料は、同章に規定する当該診療料の算定要件を満たす保険医療機関のうち同表の第 2 欄に掲げる保険医療機関においてのみ、同表の第 3 欄に掲げる患者について、同表の第 4 欄に掲げる期間に限り、算定できるものとする。ただし、区分番号区分 A 3 1 3 及び A 3 1 5 に掲げる診療料に係る規定は、平成 14 年 10 月 1 日から適用するものとする。

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄	第 4 欄
区分番号 A 1 0 1 に掲げる療養病棟入院基本料のうち入院基本料 3 から 7 まで	平成 14 年 3 月 31 日において、平成 14 年厚生労働省告示（健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件）による改正前のこの告示（以下この表において「改正前の算定告示」という。）別表第一区分番号 A 1 0 1 に掲げる療養病棟入院基本料のうち入院基本料 3 から 7 までを算定	第 2 欄に掲げる病棟に入院している患者	平成 15 年 3 月 31 日までの間

	する病棟を有する病院 である保険医療機関		
区分番号A104に 掲げる特定機能病院入 院基本料のうち一般病 棟に係るもの	特定機能病院である 保険医療機関	第1欄に掲げる診療 料を算定する病棟とし て届出を行った病棟に 入院している患者	平成15年3月31日ま での間において別に厚 生労働大臣が定める日 までの間
区分番号A107に 掲げる老人病棟入院基 本料	平成14年3月31日に おいて、改正前の算定 告示別表第一区分番号 A107に掲げる老人 病棟入院基本料を算定 する病棟を有する病院 である保険医療機関	第2欄に掲げる病棟 に入院している患者	平成15年8月31日ま での間
区分番号A217に 掲げる特別看護補助加 算	平成14年3月31日に おいて、改正前の算定 告示別表第一区分番号 A217に掲げる特別 看護補助加算を算定す る有床診療所である保 険医療機関	第2欄に掲げる有床 診療所に入院している 患者（区分番号A21 7に掲げる特別看護補 助加算の注1に規定す る基準に該当する患者 （注1に規定する基準 による看護が行われる ものに限る。）に限 る。）	当分の間
区分番号A313に 掲げる老人一般病棟入 院医療管理料	平成14年9月30日に おいて、第1欄に掲げ る診療料を算定する包	第2欄に掲げる包括 病床群に入院している 患者	当分の間

	括病床群を有する病院 である保険医療機関		
区分番号A315に 掲げる老人性痴呆疾患 療養病棟入院料	平成14年9月30日に おいて、第1欄に掲げ る診療料を算定する病 棟を有する病院である 保険医療機関	第2欄に掲げる病棟 に入院している患者	当分の間

第2部 読替規定

次の表の第1欄に掲げる期間は、同表の第2欄に掲げる規定中同表の第3欄に掲げる字句を同表の第4欄に掲げる字句と読み替えて適用するものとする。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
平成15年3月31日ま での間	区分番号A101の 注2のイ	973点	871点
	区分番号A101の 注2のロ	902点	800点
別に厚生労働大臣が 定める日までの間	区分番号A001の 注1	「許可病床」とい う。)のうち同法第7 条第2項第5号に規定 する一般病床に係るも のの数	「許可病床」とい う。)の数
	区分番号A002の 注1	許可病床のうち医療 法第7条第2項第5号 に規定する一般病床に 係るものの数	許可病床の数
	区分番号A101の	に係る病棟	又は医療法等の一部

	注1		を改正する法律（平成12年法律第141号）附則第2条第3項第5号に規定する経過的旧療養型病床群に係る病床
別に厚生労働大臣が定める日の翌日から平成15年8月31日までの間	区分番号A001の注1	「許可病床」という。)のうち同法第7条第2項第5号に規定する一般病床に係るものの数	「許可病床」という。)のうち同法第7条第2項第5号に規定する一般病床及び医療法等の一部を改正する法律（平成12年法律第141号）附則第2条第3項第4号に規定する経過的旧その他の病床に係るものの数
	区分番号A002の注1	許可病床のうち医療法第7条第2項第5号に規定する一般病床に係るものの数	許可病床のうち医療法第7条第2項第5号に規定する一般病床及び医療法等の一部を改正する法律附則第2条第3項第4号に規定する経過的旧その他の病床に係るものの数
	区分番号A101の注1	に係る病床	又は医療法等の一部を改正する法律附則第2条第3項第5号に規

			定する経過的旧療養型 病床群に係る病棟
--	--	--	------------------------

第3部 適用時期

第1章第2部第1節及び第3節に規定する医療安全管理体制未実施減算及び褥瘡対策未実施減算に係る規定は平成14年10月1日から、第1章第2部第3節に規定する特定集中治療室管理料に係る規定（注2に限る。）は平成15年4月1日から適用する。